

7 東文工健発第 2 9 号
令和 7 年 2 月 2 5 日

事 業 主 様

東京文具工業健康保険組合
理事長 小 川 晃 弘
(公 印 省 略)

保険料額表の送付について

平素は、当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 2 月 2 1 日に開催されました第 1 5 2 回組合会におきまして、令和 7 年度（令和 7 年 3 月分）からの健康保険料率のうち調整保険料率を 0.0 0 3 %引き上げて 9. 9 9 8 %とし、介護保険料率を据え置きとする案が承認されました。

つきましては、『健康保険標準報酬月額区分及び保険料額表』（令和 7 年 3 月分保険料より適用）をお送りいたしますので、ご参照のうえ、健康保険料率等について被保険者の皆様にご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任意継続にかかる保険料等については、当組合まで直接お問い合わせください。

令和 7 年 3 月分保険料率（任意継続被保険者 令和 7 年 4 月分）

		保険料率	事業主および被保険者 負担(折半)
健康 保 険 料	一 般 保 険 料	9.87%	4.935%
	(基 本 保 険 料)	(6.264%)	(3.132%)
	(特 定 保 険 料)	(3.606%)	(1.803%)
	調 整 保 険 料※	0.128%	0.064%
小 計		9.998%	4.999%
介 護 保 険 料		1.59%	0.795%
合 計		11.588%	5.794%

・被保険者負担分に円未満の端数がある場合

- ① 事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ② 被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
- (注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

※ 調整保険料率は、厚生労働大臣の承認により決定されます。

調整保険料は、健康保険組合連合会が全健康保険組合の医療に関する給付等の財源の不均衡を調整するため、健康保険組合に対し交付金の交付事業をすることとし、その財源に充てられています。

(お問い合わせ先)

東京文具工業健康保険組合

業 務 課 資 格 係

T E L 03-3866-8141

ダイヤル番号「1」